

1 運用指針の構成

(1) 構成

- ア 県都市計画運用指針は、大きく「運用指針に関する基本的な考え方」、「都市計画制度の運用の考え方」で構成しています。
- イ 「運用指針に関する基本的な考え方」は、運用指針の目的と活用方法および都市計画制度の運用の考え方を示します。
- ウ 「都市計画制度の運用及び手続き」は、個別の都市計画制度として、都市計画区域、準都市計画区域、市町村都市計画マスタープラン、立地適正化計画、区域区分制度、土地利用制度、都市施設、市街地開発事業、地区計画を取り上げ、各都市計画制度の運用及び手続きの具体的内容を示します。

2 運用指針の活用方法

(1) 都市づくりツールとしての都市計画制度の活用促進

- ア 人口減少、超高齢社会にあっては、公共交通網など既存の都市機能ストックを有効活用することにより、過度の自動車依存からの脱却や自然環境への負荷の抑制、市街地内におけるコミュニティの維持、様々な都市機能の集約など、持続可能でコンパクトな都市づくりを進めて行く必要がある。
- イ 都市計画制度は、このような新しい視点に立った都市整備の推進に対して、長期性、総合性、さらには手続の透明性といった重要な特質を兼ね備えており、これからの都市づくりにおいては、その規制誘導力を積極的に活用していくことが強く求められています。
- ウ 県都市計画運用指針は、このような都市計画制度の特質を紹介し、その具体的な運用を図る際の考え方を示すもので、本指針の活用により新しい時代に対応した都市づくりが展開されることが期待されます。

(2) 広域的な観点からの都市づくりの推進

ア 自動車を主体とするモビリティの向上により、行政区域を超えた広域の都市圏域形成が進みつつあります。このような状況において一体的な都市機能整備を進めるためには、都市計画区域制度の適正な運用や区域区分制度の効果的な運用など、広域的な観点からの都市づくりが益々必要となっています。

イ 地方分権時代の都市計画においては、市町村の主体的な取り組みによる都市計画運営を基本としつつ、県は、これらの広域的・根幹的な事項について県決定の都市計画を定めるとともに、広域的・根幹的観点から市町村決定の都市計画に対して技術的助言を行います。

ウ この県都市計画運用指針に示した考え方は、都市計画区域などの県決定の都市計画に関する検討や計画策定の際の基本的な考え方を示すとともに、県内各市町村による都市計画決定に対して、県から技術的助言を行う場合の基本的な考え方を示すものでもあります。

エ 県内各市町村による都市計画行政においては、本指針の活用により都市計画行政の円滑な推進を図ることが望まれます。

(3) 市町村合併に伴う都市計画再編の支援と広域調整の強化

ア 市町村合併による基礎自治体の広域化に伴って、広域的観点からの都市計画再編を促す契機ともなります。

イ 県都市計画運用指針は、市町村合併に伴う都市計画区域や区域区分制度の運用の考え方を示しています。

ウ さらに、市町村合併後の新団体における旧市町村間での都市計画調整や、従来都市計画区域をもたなかった町村での都市的サービス提供のあり方などについて、その広域的調整のあり方を示しています。